重 要 事 項 説 明 書（介護保険用）

1　法人の所在地等

事業所法人名	株式会社サンプロ
所在地	福岡県北九州市八幡西区本城2丁目1-45
代表者名	野中　大輔
電話番号	093-482-6018
ファックス番号	093-482-6017
認可年月日/認可番号	令和2年9月18日/2908-03-003641

2　事業所の所在地等

事業所名	訪問看護ステーションCOCO八幡
所在地	福岡県北九州市八幡西区本城2丁目1-45
電話番号	093-482-6018
事業所番号	4066690779
管理者名	末吉　多佳子
事業の目的	株式会社サンプロが実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下、「指定訪問看護事業」という)はステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者は可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営方針	1　要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。 2　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
通常の事業の実施地域	北九州市・中間市・遠賀郡・鞍手郡

3　事業所の職員体制

職種	従事する業務	人　　員
管理者	事業所の従業者の管理、訪問看護及び介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の従業者に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。	1名
看護師	訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書の作成及び報告書、その他の諸記録等を作成し、訪問看護及び介護訪問看護の提供にあたります。	2.5名以上
准看護師		
作業療法士		若干名

4　営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月曜日～土曜日　8：30～17：00 電話等により24時間の連絡体制を整えております。

5　サービス内容

①看護介護行為（利用者に対して）

・バイタルサインチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
・服薬管理、指導

②医療的処置行為

・創傷処置
・喀痰の吸引、管理
・点滴
・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③リハビリ援助行為

④介護者に対して

・介護の方法指導、介護福祉など社会資源の紹介
・リハビリの方法、食事指導（介助の工夫・方法など）

6　利用者負担金

（1）　利用者からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです

（2）　利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金又は振込での支払いとなります。

訪問看護料金表（介護保険）　※詳細は別紙参照

内容	料金	訪問看護	介護予防訪問看護
○それぞれの訪問時間に応じて料金が定められます。	・20分未満	314単位	303単位
	・20分以上30分未満	471単位	451単位
	・30分以上60分未満	823単位	794単位
	・60分以上90分未満	1,128単位	1,090単位
○早朝・夜間・深夜は割増となります。	（早朝）6：00～8：00	25％割増	
	（夜間）18：00～22：00	25％割増	
	（深夜）22：00～6：00	50％割増	
○加算 （予防）緊急訪問看護加算 24時間体制にあって、必要時に応じて緊急訪問した場合、月1回に限り算定となります。	600単位		

7　キャンセルについて

（1）利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口(連絡先)(電話番号)：093-482-6018

（2）利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。

（ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。）

時期	キャンセル料	備考
サービス利用前日まで	0円	
サービス利用当日	0円	

8　その他

（1）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますので、ご了承ください。

④看護師等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有する事が有りますのでご了承ください。

9　相談窓口、苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談・苦情・受付窓口	電話番号：093-482-6018　　FAX番号：093-482-6017
	相談担当者　　末吉　多佳子
	対応時間　　月～金　　8：30～17：00

1　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等

・相談及び苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。

2　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡をとり、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認する。

②相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重したうえで適切な対応方法を検討する。

③検討の結果等を踏まえて、迅速かつ確実に具体的な対応(利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等)をする。時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。

④記録を残し、再発防止と今後の改善に役立てる。

〇公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

門司区保健福祉課介護保険担当	093-331-1894
小倉北区保険福祉課介護保険担当	093-582-3433
小倉南区保健福祉課介護保険担当	093-951-4127
若松区保健福祉課介護保険担当	093-761-4046
八幡東区保健福祉課介護保険担当	093-671-6885
八幡西区保健福祉課介護保険担当	093-642-1446
戸畑区保健福祉課介護保険担当	093-871-4527
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859
福岡県介護保険広域連合　遠賀支部	093-291-5266
福岡県介護保険広域連合　鞍手支部	0949-34-5046
中間市役所介護保険課	093-246-6283

11　緊急時および事故発生時の対応方法

(1)　緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

(2)　当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合保証制度に加入しております。

12　その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①　看護師等は年金の管理、金銭の賃借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②　看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

13　虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

①虐待防止責任者の選任しています。

②苦情解決のための体制を設備しています。

③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④サービスの提供中に、要介護従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止責任者
中松　晋也

14　情報の開示

事業所の概要・サービス内容について、定期的に事業評価を行いお知らせをします。

15　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日　　R　　年　　月　　日

（乙）当事業者は、甲1に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、□甲1、□甲2に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

（乙）居宅サービス事業者
事業所所在地： 北九州市八幡西区本城2丁目1－45
名称： 訪問看護ステーションCOCO八幡
説明者氏名：　　印

（甲）私は、重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

（甲1）
利用者住所：
氏名：　　印
生年月日：
電話番号：

（甲2）
利用者の家族住所：
氏名：　　印
電話番号：

（別紙）

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

2024年4月改定版

訪問看護・予防訪問看護　利用料金（１回につき）

７級地

１単位＝　10.2 円

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合								理学療法士等が訪問した場合			
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満					
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護		介護予防	
通常	3,205 円	3,093 円	4,808 円	4,604 円	8,402 円	8,106 円	11,516 円	11,128 円	3,001	円	2,899	円
１割負担	320 円	309 円	480 円	460 円	840 円	810 円	1,151 円	1,112 円	300	円	289	円
２割負担	641 円	618 円	961 円	920 円	1,680 円	1,621 円	2,303 円	2,225 円	600	円	579	円
３割負担	961 円	927 円	1,442 円	1,381 円	2,520 円	2,431 円	3,454 円	3,338 円	900	円	869	円
単位数	314 単位	303 単位	471 単位	451 単位	823 単位	794 単位	1128 単位	1090 単位	294	単位	284	単位

加算・減算項目　※自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

（予防）緊急訪問看護加算Ⅰ	6,126 円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、上記の利用料金に加算することができます。 ◇「ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、ご利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている」
単位数	600 単位	
（予防）特別管理加算Ⅰ	5,105 円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、上記の利用料金に加算することができます。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 Ⅰを算定する場合　在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 Ⅱを算定する場合　①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続調圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、又はを受けている状態。 ②人口肛門又は人口膀胱を設置している状態。③真皮を超える褥瘡の状態。④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
単位数	500 単位	
（予防）特別管理加算Ⅱ	2,552 円	
単位数	250 単位	
（予防）初回加算	3,063 円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回もしくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定することができます。
単位数	300 単位	
早朝・夜間加算	通常料金 ×125％	６：００～８：００ １８：００～２２：００
深夜加算	通常料金 ×150％	２２：００～明朝６：００
（予防）長時間加算	3,063 円	特別管理加算対象者で90分以上を超えて訪問看護を実施する場合
単位数	300 単位	
（予防）複数名訪問加算	2,593 円	複数の看護師による訪問（30分未満）
単位数	254 単位	
（予防）複数名訪問加算	4,104 円	複数の看護師による訪問（30分以上）
単位数	402 単位	
（予防）退院時共同指導加算	6,126 円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中または入所中のご利用者が退院又は対処するにあたり、訪問看護事業所の看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算することができます。
単位数	600 単位	

支払方法及び留意事項

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割から3割がご利用者の負担する料金となります。 ただし、介護保険の範囲を超えたサービス利用金は全額自己負担となります。 ※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が3割負担となることがあります。